

公益財団法人軽種馬育成調教センター

診療及び装蹄規則

公益財団法人軽種馬育成調教センター 診療及び装蹄規則

(制定 平成30年3月28日)

(総則)

第1条 この規則は、公益財団法人軽種馬育成調教センター（以下「センター」という。）が行う診療に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 センター職員は、診療馬について診療上知り得た事項は業務上必要と認めた場合のほかは、関係者以外に知らせてはならない。

(診療の実施)

第3条 診療を受けようとする場合は、別に定める診療申込書を業務部長に提出するものとする。

2 診療を受けようとする者が、センターの獣医師の指示に従わないときは、業務部長は診療を拒むことがある。

3 診療を行う日及び時間は別に定める。

(調教技術の向上に資するための獣医学的検査)

第4条 化骨検査、血液検査、心機能検査その他の調教技術の向上に資するための検査を受けようとする場合は、別に定める検査申込書を業務部長に提出するものとする。

(書類の保存)

第5条 センターは、次の各号に掲げる書類を備え、それぞれの定める期間保存するものとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 診療簿 | 3年 |
| (2) 検案簿 | 3年 |
| (3) 診断書(控) | 3年 |
| (4) 証明書(控) | 2年 |
| (5) 診療日誌 | 1年 |
| (6) 診療申込書 | 1年 |
| (7) 処方箋(控) | 1年 |
| (8) 手術誓約書 | 1年 |

(診療費の徴収)

(診療及び装蹄規則)

第6条 診療費は、理事長が別に定める診療費徴収基準により算出した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とし、業務部長がこれを徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の検査その他業務部長がやむを得ないものとみたものについては徴収しない。

3 防疫に係る予防注射については理事長が別に定める額を徴収する。

第7条 診療費の徴収は、別に定める様式の請求書により各馬ごとに当該馬を管理する育成調教責任者に対し請求するものとする。

2 前項の診療費は、その月分を一括して請求し、当月分を翌月の末日までに納入するものとする。

(誓約書)

第8条 手術をする場合は、別に定める様式の誓約書を徴するものとする。

(月次月報)

第9条 業務部長は、当該月の診療実施概況を翌月の15日までに理事長に報告しなければならない。

(施設利用の届出)

第10条 センター以外の獣医師又は装蹄師が、軽種馬育成調教場内において診療又は装蹄を行う場合は、別に定める診療・装蹄届出書を業務部長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、診療及び装蹄に関し必要な事項については、業務部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 公益財団法人軽種馬育成調教センター軽種馬診療所診療及び装蹄規則（平成5年9月30日制定）は廃止する。